

質 疑 応 答 書

業務名		令和7年度広陵町学童保育施設整備・運営に関する補助事業対象者選定事業	質疑締切年月日	令和7年1月27日	回答年月日	令和7年1月30日	回答者	広陵町長 山村吉由
番号	区分	質 疑	回 答		備 考			
1	仕様書6	事業実施場所を現在の保育園を使用したいと思っていますが、保育園児と同じ施設内で保育と学童保育を一緒にすることは可能でしょうか？ 施設の保育面積は約 100 m ² あり、園児・児童の収容人数は60人になります。	保育室及び放課後児童健全育成事業実施教室は、その開所時間中専ら当該事業に供する必要があるため、同一教室内での同時保育は認められません。ただし、保育園利用園児が降園後の教室を放課後児童健全育成事業用として利用することは可能です。また、一時保育利用者もしくは、延長保育利用者と放課後児童健全育成事業利用者を同時に保育することは、一定の条件を満たすことで可能です。この場合において、例えば、18時までに利用児童のほとんどが帰宅し、19時までの時間帯においてクラブを利用する児童数が少人数であって、支援に支障がない場合には、放課後児童支援員のうち1人については、合同で実施する事業所の保育士等を兼務することは差し支えありません。詳細は、「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）をご参照ください。					
2	仕様書6	事業実施場所を現在の保育園で保育園児と同じ施設内で保育と学童保育をすることができない場合は、「もくせいクラブ」を保育園として使用することは可能でしょうか。	本事業での旧もくせいクラブの活用は、検討していません。施設については、事業者でご用意いただく必要があります。なお、旧もくせいクラブについては、施設の活用を前提とした放課後児童健全育成事業実施事業者の募集に関し現在検討中です。					
3	仕様書14	補助金の交付時期ですが、開所後の補助金は、毎月交付されるのでしょうか？ 開所準備期間中に必要な経費や備品、施設の改修費、職員の研修等による人件費はいつ交付されるのでしょうか。	補助金については、交付要綱を作成している段階ですので確定ではありませんが、運営費、施設整備費共に4月から申請書の提出を受け付けることが可能なように整備し、補助金交付決定後、年度末に実績報告書及び請求書の提出を受け、請求のあった日から30日以内に補助金を指定口座へ振り込む取扱とする予定であり、毎月交付					

			は想定していません。なお、運営費、施設整備費共に補助金交付決定後に請求書の提出を受け付けることにより年度途中での補助金の概算交付を実施することについても検討しております。	
4	仕様書 14	子ども子育て交付金要綱の中で、特定分・一般分・その他分と項目が分けられていますが、令和7年度広陵町では基本額に加え、どの事業項目を採用される予定なのか、分かる範囲でお教えいただきたく思います。収支計画書の立案において、これらの項目が必要になってくると思い、質問させていただきます。	令和7年度予算として町から県へ要望しているメニューは以下のとおりです。ただし、要望メニュー以外のメニューについても協議の結果補助可能となる場合もあります。 特定分 ・放課後児童健全育成事業（ア）（イ） ・放課後子ども環境整備事業（ア） ・放課後児童クラブ支援事業（ア） 一般分 ・障害児受入強化推進事業 ア その他分 ・放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	
【指示事項】				